

学校法人誠広学園  
平成医療短期大学  
機関別評価結果

平成 27 年 3 月 12 日  
一般財団法人短期大学基準協会

## 平成医療短期大学の概要

設置者	学校法人 誠広学園
理事長	平野 喜美子
学 長	近藤 直実
A L O	熊田 ますみ
開設年月日	平成 21 年 4 月 1 日
所在地	岐阜県岐阜市黒野 180 番地

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
看護学科		80
リハビリテーション学科	理学療法専攻	80
	作業療法専攻	40
	視機能療法専攻	40
	合計	240

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

平成医療短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成27年3月12日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

平成25年7月5日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学は、医療法人社団誠広会が母体であり、その伝統と実績を継承し、平成21年に開学した。建学の精神は、「『誠意と親切と広い心』を理念に、医療の基本的精神である科学と人間愛に基づき、医療の知識と技術向上に努め、地域医療福祉等に貢献できる人材を養成する」とし、教育理念や理想を明確に示している。

教育目的・目標は建学の精神に基づき明示され、ウェブサイト等で公表されている。また、建学の精神、教育目的・目標、学位授与の方針、入学者受け入れの方針については、相互の関連性を明確にするため、教育改革委員会等を設置して見直しを行っている。

関係法令の改正等は適宜確認し、教育課程の改訂等、法令順守に努めている。また、基礎学力到達度チェックテストを活用して学生の個人指導の方針を立てるなど、専門的知識の習得と技能の向上に向け学生の基礎学力を再確認し、教育の質保証に努めている。

自己点検・評価活動については、自己点検・評価委員会を置き、規程に基づき定期的を開催し、活動結果を自己点検・評価報告書として作成してウェブサイトで公表している。

教育課程は、建学の精神、教育目的に基づき編成されており、教育課程編成・実施の方針に対応した各学科・専攻課程のカリキュラムマップが作成され、学習成果、学位授与の方針に結び付いている。また科目関連図が作成され、学びによりどのような人材に成長するのか明確に示されている。学習成果として4項目を定め、その査定については到達目標評価項目（学習成果）及び評価基準を作成し、各科目の成績から出されたGPAを基準に評価しており、その査定は明確であり、その評価は教育の質保証に向け厳格に適用されている。

学生支援においては、チューター制、担任制をとり、学生一人ひとりに対して木目細かな学習支援・生活支援を行っており、また、学生委員会は学生生活全般に関することを支援し、学生支援委員会は主に学生個々の相談ごとや問題について対応している。事務局には、学務課、総務課、学生支援室を設置し、事務職員も個々の学生に対し、学習支援や生活支援を実施している。

教員組織は、短期大学設置基準に定める教員数を充足しており、非常勤教員等を含め、

教育課程編成・実施の方針に基づき編成されている。専任教員の研究費、研究室及び研修日が確保され、その成果は紀要及びウェブサイトで広く公開されている。FD 活動は規程に基づき適切に実施され、講演会や研修会を通して専任教員の資質の向上と教育の改善を図っている。

校地・校舎面積は短期大学設置基準を満たし、必要な教室、演習室、実習室等は整備されている。必要な機器・備品についても整備され、常に使用できるよう維持管理されている。

事務組織規程において事務組織の責任体制は明確に示され、事務関係の諸規程も整備されている。SD 活動として、専任の事務職員全員が事務局長から毎年課題を与えられ、毎月1回教職員を対象にその課題に対する研究成果を発表するなど、職員の育成に努めている。

情報処理室のコンピュータは授業時間外にも活用できるよう開放されている。また、食堂の図書コーナーにアクティブラーニングを活用して自主学習ができるフレキシブルスペースを整備し、学生の自主的な学びを支援している。

財的資源に関しては、過去3年間の学校法人全体、短期大学部門共に帰属収支は収入超過となっており、健全な財政状態が維持されている。

理事長は、学校法人を代表して業務を総理し、学校法人の発展に寄与している。学長は規程に基づき選任され、リーダーシップを発揮し、学長を委員長とする教育改革委員会等において、建学の精神、教育目的・目標等を見直し、教育課程の改善、課題解決に向けて取り組んでいる。

監事は、寄附行為及び学校法人誠広学園監事監査規程に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について、適正に監査を遂行しており、評議員会は、寄附行為に基づき理事定数の2倍を超える数の評議員で構成され、理事長の諮問機関として運営されている。教育情報及び財務情報はウェブサイトで公表及び公開がなされている。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマB 教育の効果]

- 国家試験用の基礎学力到達度チェックテストを活用して個人指導の方針を立てるなど、医療分野に必要な専門的知識の習得と技能の向上に向け学生の基礎学力を再確認し、教

育の質保証に努めている。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

- 入学手続者に対して入学 1 ヶ月前に、入学前準備教育を実施している。入学後の授業や学生生活を支援するオリエンテーション、模擬授業、グループ学習などを行い、情報を提供している。
- 成績優秀学生や、学内外での積極的な社会貢献活動を行った学生に対して、卒業時に理事長賞や学長賞などの褒賞にて評価している。

## 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 学長は平成 25 年度から活動を開始した教育改革委員会の委員長として、一つの部会、七つの委員会に取り組むべき諮問事項を明確に示し、学長のリーダーシップの下、教職員が参加して教育改革に取り組んでいる。

## (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

## 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- 平成 25 年度に教育目的の見直しが行われたが、学則に定められた教育目的とウェブサイト掲載の教育目的が異なっているため、記述の整合性について再検討されたい。
- 大学全体の目的、学科・専攻課程の目的が、それぞれの場所・媒体によって不統一な内容で掲示・掲載されていることについては、教育目的を学生に適切に伝えるための工夫をすることが望まれる。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- シラバスごとに記載内容にばらつきがみられるので、記載事項の工夫も含め点検・改善を通じて学習支援の充実に生かされたい。

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 毎月 1 回職員が講師となる職員研修が実施されるなど SD 活動は実施されているが、今後は、平成 26 年 4 月に定められた SD に関する規程に基づく実施が望まれる。

[テーマ B 物的資源]

- 消防訓練は、教職員を対象に関連施設の病院と合同で実施されているが、教職員、特に学生を対象とした防災訓練が実施されていないので、今後の防災対策のためにも実施が望まれる。

#### **基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス**

[テーマ C ガバナンス]

- 評議員会欠席者の委任状について、議案一括承認の委任状となっているため、議案ごとに賛否を問う委任状に改善されたい。

#### **(3) 早急に改善を要すると判断される事項**

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

「『誠意と親切と広い心』を理念に、医療の基本的精神である科学と人間愛に基づき、医療の知識と技術向上に努め、地域医療福祉等に貢献できる人材を養成する」ことを建学の精神と定め、建学の精神に基づき教育理念や理想を明確に示している。建学の精神・教育理念は、カリキュラムマップ、掲示やウェブサイト等で学内外へ表明し、学生や教職員等への周知を図り、その趣旨の浸透に努めている。なお、平成 26 年にリハビリテーション学科に作業療法専攻、視機能療法専攻の 2 専攻課程を新たに設置した。

教育目的・目標は建学の精神に基づき明示され、ウェブサイト等で公表されている。また、建学の精神、教育目的・目標、学位授与の方針、入学者受け入れの方針については、相互の関連性を明確にするため、学長を委員長とする教育改革委員会をはじめ、各改革・改善項目を検討する部会等を設置して見直しを行っている。なお、各学科・専攻課程の教育目的については、医療分野の職種が異なれば学びにおいて目指す能力、技能は異なることも踏まえて再検討を行うことが望まれる。また、学則等の表記を統一し、学生に適切に伝えるための工夫が望まれる。

学習成果については、建学の精神に基づき、教育目的達成のため、学生が修得すべき学力、資質を学科・専攻課程ごとに 4 項目を定め、カリキュラムマップを作成し、学生に示している。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の改正等を適宜確認し、教育課程の改訂等、法令順守に努めている。また、国家試験向けの基礎学力到達度チェックテストを活用して学生の個人指導の方針を立てるなど、医療分野に必要な専門的知識の習得と技能の向上に向け学生の基礎学力を再確認し、教育の質保証に努めている。

自己点検・評価活動については、自己点検・評価委員会を置き、規程に基づき定期的を開催し、多くの教職員が積極的に関与している。さらに、現状の報告や問題点に対する改善策等を取りまとめた自己点検・評価報告書を作成してウェブサイトで公表している。

##### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

学位授与の方針は、建学の精神、教育目的、教育課程、学習成果と対応し、カリキュラムマップに明示されており、また卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件は明確に

示されている。

教育課程は、建学の精神、教育目的に基づき編成されており、教育課程編成・実施の方針を基に各学科・専攻課程のカリキュラムマップが作成され、学習成果、学位授与の方針に結び付いている。また、成績評価は教育の質保証に向け厳格に適用している。シラバスには、必要項目が明示され、修学上の留意点等も記載されているが、記載内容にばらつきがみられ、授業計画が項目だけに終わっているものも散見されるため改善されたい。

建学の精神と教育目的に基づいて入学者受け入れの方針を定め、入学者選抜要項及びウェブサイトで示され、入学希望者に対して広く示されている。

学習成果として、学科・専攻課程ごとに四つの項目を定めており、その査定については、到達目標評価項目（学習成果）及び評価基準を作成し、各科目の成績、修得単位数、GPAを基準に評価している。

学生生活全般に関する支援をするための学生委員会、学生個々の相談ごとや問題について対応する学生支援委員会を設置し、学生の生活を支援している。また、学生委員会を中心に学生が主体的に課外活動に取り組めるよう支援している。退学・休学者の対応として、その詳細な要因分析とともに学生支援室の充実、カウンセラーの活用など、支援体制のあり方を含め、今後さらに点検、改善が望まれる。

新入生に対する入学直後のオリエンテーション、2・3年次生に対する前・後期成績発表時のオリエンテーションにおいて、学習の動機付けに焦点を合わせて、履修、学習方法、学習成果等について、学生便覧、シラバスを用いて説明がなされている。基礎学力が不足する学生、遅刻や欠席の多い学生に対しては、科目担当教員による補講や補習演習等を実施し、また看護学科では、成績下位層の学生に対して定期試験の終了後、保護者を含めた面談を実施している。さらに、看護学科ではチューター制、リハビリテーション学科理学療法専攻では担任制を通して、学習上の悩みなどに対する適切な指導助言体制及び全学生の情報を共有するシステムを整備している。成績優秀学生や、学内外での積極的な社会貢献活動を行った学生に対しては、卒業時に理事長賞や学長賞などの褒賞にて評価している。

入学手続者に対しては、入学前準備教育を実施し、入学後の授業や学生生活を支援するオリエンテーション、模擬授業などを行っている。

学生食堂をはじめキャンパス・アメニティは整備され、学生のメンタルヘルスケアやカウンセリングには学生支援室を設置し、学内相談員が対応している。

教育の質の向上を目指し、学生が学習成果を獲得できるよう、定期的な点検及び就職先からの卒業後評価の分析などを実施し、学生支援、支援内容の改善に取り組むことを今後の課題としている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づき、短期大学設置基準に従い適切に編成されている。また、専任教員の職位は短期大学設置基準に従い、非常勤教員、補助教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき配置されている。なお、教員の昇任等の規程に関して認識が曖昧なところがあるので、再確認し、適切に運用されたい。

専任教員の専門性に従った研究活動、社会的活動が行われ、その状況は紀要及びウェブ

サイトで広く公開されている。また、研究費、研究室及び研修日が確保され、研究活動は諸規程に基づき行われているが、科学研究費補助金をはじめ、外部資金獲得に関連する学習会、近隣大学との共同研究の実施などを課題としている。FD 活動は規程に基づき適切に実施され、研究委員会、倫理委員会を設置し、講演会や研修会を共催して専任教員の資質の向上と教育の改善を図っている。

事務組織規程において事務組織の責任体制は明確に示され、事務関係の諸規程も整備されており、各職員は専門的な職能を有している。防災対策は緊急連絡体制を整え、消防訓練を実施しているが、学生参加の防災訓練は実施されておらず、早期に計画実施されたい。また、SD 活動は毎月 1 回職員が講師となる職員研修が実施されているほか、外部講師による講習会の実施、学外実務研修への参加等が行われているが、今後は、平成 26 年に定められた SD に関する規程に基づく実施が望まれる。

校地・校舎面積は短期大学設置基準を満たしており、教育上必要な機器・備品は整備され、維持管理されている。また、教育課程編成・実施の方針に基づいて、必要な教室、演習室、実習室等は整備されているが、課題としてあげられている計画的な教具等の購入と保守点検については行動計画に従って実施されたい。

情報処理能力向上のために、情報処理室のコンピュータを授業時間外にも活用できるよう開放するとともに、食堂の図書コーナーにアクティブラーニングを活用して自主学習ができるフレキシブルスペースを整備し、学生の自主的な学びを支援している。

財的資源に関しては、過去 3 年間の学校法人全体、短期大学部門共に帰属収支は収入超過となっており、健全な財政状態が維持されている。予算編成から決算にわたり部門別の収支経理を明確化しており、短期大学部門の財政と学校法人全体の財政の関係を把握し、安定した財政状況が維持されている。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、当該短期大学の前身となる医療法人の理事長等を務め、平成 12 年に現職に就任し、以降、建学の精神及び教育理念・目的に基づき学校法人を代表し、業務を総理して学校法人の発展に寄与している。また、常任理事会を置き、常務理事及び常任理事が理事長を補佐し、理事長のリーダーシップの下、連携しながら法人執務を実施している。理事は寄附行為に基づき適切に選任されており、管理運営体制は確立している。

学長は学長選任規程に基づき選任され、法人部門においては将来構想の策定、教学部門においては教育研究の充実に向けた実践計画の策定に取り組むなど、多岐にわたる任務を遂行するとともに、平成 25 年度から活動を開始した「教育改革委員会」の委員長を務め、教育研究活動を推進している。また、教授会を学則及び教授会規程に基づき開催し、適切に運営するなどリーダーシップを発揮し、教育の質の保証に向けて向上・充実に努めている。

監事は、寄附行為及び監事監査規程に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について意見を述べるとともに、毎会計年度、監査報告書を作成して理事会及び評議員会に提出している。評議員会は、寄附行為に基づき理事定数の 2 倍を超える数の評議員で構成され、理事長の諮問機関として運営されている。なお、評議員会における委任状については議案

一括承認の委任状となっているため、議案ごとに賛否を問う委任状に改善されたい。

学校法人の中期基本計画が作成されており、毎年度予算編成・執行は適正に遂行されている。計算書類・財産目録等は、四半期ごとに公認会計士の監査を受け、経営状況及び財産状態が適正に表示されている。教育情報及び財務情報は学校教育法施行規則、私立学校法に基づき、ウェブサイトで公表及び公開がなされている。

## 選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは4基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

## 地域貢献の取り組みについて

### 総評

当該短期大学での取り組みを市民に公表する場として年1回、併設校と合同の学園祭と同時に講演会を開催しており、また、関連施設である病院の講演会に、会場として開放し、近隣の住民のみならず、地域の住民が参加している。

行政機関等との交流活動として、岐阜県主催の地域医療県民啓発事業、岐阜市教育文化振興事業団への参加、岐阜市介護保険認定審査委員、岐阜市呼吸器教室の講師として教員の派遣を行っている。ほかにも、岐阜県介護予防推進・評価委員会の講習会や、県内坂祝町からの依頼による地域住民に対する筋力トレーニング事業、講習会などの講師を務めている。さらに、看護学科では、岐阜県看護協会の研修会に教員を講師として派遣し、リハビリテーション学科理学療法専攻は、岐阜地域連携病院リハビリ研修会、岐阜県理学療法学会などに教員を講師として派遣し、地域との交流を深めている。

教育活動においては、岐阜大学医学部教育開発研究センターや揖斐北西部地域医療センターで行われている専門職連携教育（IPE）へ参加し、また、岐阜県主催の「薬物乱用防止出前講座」を毎年実施している。

さらに、地域のスポーツクラブや他大学のクラブ活動に体育館、柔道場を開放し、地域のスポーツの活性化に寄与している。

ボランティア活動としては、全学で当該短期大学周辺の清掃（クリーン活動）を実施し、特に教員は毎月1回、道路のゴミや吸い殻などの回収を行っている。春・秋の交通安全運動週間には、教職員が当該短期大学周辺の路上に出て、学生や地域の人々に交通安全と積極的な挨拶を促すとともに、近隣の医療・福祉関係の施設、肢体不自由児施設、養護学校からのボランティア依頼に対応して、多くの学生が参加するなど、地域に貢献している。

### 当該短期大学の特色が表れている取り組み

- 医療系の短期大学として地域に密着し、各行政機関等への教員の派遣、各種講習会の実施など地域医療の充実に積極的に取り組んでいる。
- 全学で当該短期大学周辺の清掃（クリーン活動）を実施し、特に教員は毎月1回、道路のゴミや吸い殻などの回収を行うなど、ボランティア活動を通じて地域に貢献している。